

赤穂市教育振興基本計画検討委員会運営要領（案）

（趣旨）

第1条 この要領は、赤穂市教育振興基本計画検討委員会設置要綱第7条の規定に基づき、赤穂市教育振興基本計画検討委員会の会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（会議の傍聴）

第2条 会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴者」という。）は、会議開始予定時刻の15分前までに傍聴申出書（別記様式）に必要事項を記入の上、事務局に申し出なければならない。

2 会議室の収容人数等により傍聴者数を制限したときは、前項に規定する傍聴申出書の受付順に決定する。

（傍聴者の遵守事項）

第3条 傍聴者は、会議の進行の妨げとなる行為及び他人に迷惑を及ぼすと認められる行為をしてはならない。

2 傍聴者は、傍聴席において写真、動画等を撮影し、又は録音をしてはならない。ただし、会議の議長（以下「議長」という。）の許可を得た者は、この限りでない。

3 傍聴者は、議長の指示に従わなければならない。

（議長の指示）

第4条 議長は、傍聴者が前条に規定する遵守事項に違反すると認めるときは、これを制止し、その指示に従わないときは、当該傍聴者に退席を命じることができる。

（補則）

第5条 この要領に定めのない事項は、委員長が会議に諮って定めるものとする。

付 則

この要領は、令和7年10月2日から施行する。

別記様式（第2条関係）

赤穂市教育振興基本計画検討委員会 傍聴申出書

年 月 日開催

※ 受付番号	氏 名	住 所

※受付番号欄は記入しないでください。

【注1】 傍聴者は、この申出書を会議開始予定時刻の15分前までに受付に提出してください。

【注2】 会議室の収容人数等により傍聴者数を制限する場合は、受付順とします。